

貧困ビジネスを根絶することを求める意見書

社会保障の抑制路線や大手製造業の「派遣切り」で貧困が広がる中、貧困に寄生し、生活保護費をむしり取る悪質な「貧困ビジネス」がはびこっている。

社会福祉法に基づく「無料低額宿泊所」の本来の趣旨は、路上生活者の自立支援であるが悪質な「宿泊所」は路上生活者に声をかけて入所させ、生活保護を申請させた上、保護費の大半を施設使用料や食費、運営費として天引きしている。実際は本人にはわずかなお金しか残さず、就職活動も満足にできない境遇に置き、いつまでも保護費をピンはねできる仕組みにしている。勝手に逃げ出すと、生活保護費もとめられてしまう。施設も食事も劣悪で、路上生活者を最低生活に縛りつけて食べ物にし、生活保護費をむしり取る悪質商法である。

今年3月に発生した群馬県の高齢者入所施設の火災は、無届けの有料老人ホームの悲惨な実態を明るみに出した。スプリンクラーも非常ベルもなく、違法増改築で迷路のようになった施設の中で、10人もの高齢者が亡くなった。入居者のほとんどが生活保護の受給者で、東京・墨田区など自治体の紹介で入居した人が多数であった。入所費用は保護費から天引きされていた。

大都市を中心に高齢者を受け入れる施設が不足し、公営住宅も足りない。特別養護老人ホームは全国で40万人近い待機者がいる。特に東京では入所者の3万4,000人を超える3万8,000人が待機している。三鷹市の待機者は400人を超えている。行き場を失い、生活に困窮したお年寄りを劣悪な施設にほうり込み、文字どおり「うば捨て山」にする違法・無法なやり方は許せない。

大抵の「貧困ビジネス」は社会貢献を看板にしているが、その実態は生活に困窮した人の自立を助けるのではなく、生活困窮者から搾り取って人間らしさを奪い去り、貧困を固定化するビジネスである。

政治が人間らしい暮らしを守る責任を果たして、労働者派遣法を初めとする労働法制を抜本改正し、ワーキングプアをなくす必要がある。また住宅など公的支援と社会保障の充実、生活保護を、必要とするすべての人が受けられる制度に改善する必要がある。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、「貧困ビジネス」の実態を調査するとともに、厳しく規制すること。また、「貧困ビジネス」を成り立たせる大もとである貧困を根絶する取り組みを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三鷹市議会議長 田 中 順 子